規制動向レポート 2026年11月（見本）

対象期間 2026年11月1日〜11月25日　／　企業の法務・コンプライアンス担当向け

パブコメ・補助金レーダー　　pubcome.jp

8 件 意見募集中の案　　**4** 件 結果の公示　　**6** 件 12月〜1月の施行

このレポートは公開情報を整理した参考資料で、法律上の助言ではありません。「対応の目安」は法的な判断ではなく、業務上の優先度の目安です。締切や施行日は一次資料でご確認ください。すべての案件を漏れなく取り上げることは保証しません。紛争への対応には使えないため、個別の事案は顧問弁護士などにご相談ください。

一　今月の要点

今月いちばん大きいのは金融庁のサステナビリティ情報の開示・保証の政令・府令案で、東証プライム上場・平均時価総額5,000億円以上の企業が対象になる。意見の締切は12月13日17時。

このレポートで取り上げた案件のうち締切が最も近いのは、著作権の二次使用料の手続（12月1日23時59分）と、リチウム蓄電池の廃棄物の扱いを改める廃棄物処理法施行規則の案（12月4日0時0分、提出は実質12月3日中）。後者は2027年4月から、リチウム蓄電池やそれを含む製品（パソコン・スマートフォン等）を産業廃棄物として処理委託する排出事業者に、業種を問わず委託契約書とマニフェストの記載が加わる。

12月1日に改正公益通報者保護法が施行され、公益通報を理由とする解雇・懲戒に刑事罰が科され、通報者探しと通報妨害が禁止される。通報後一定期間内の解雇・懲戒は通報を理由とするものと推定される。内部通報規程と人事・調査の手順を施行日に合わせて点検する。

2027年1月には外為法の対内直接投資の変更届出（1月4日）と、個人情報の不正取得罪の新設を含む個人情報保護法の罰則強化（1月17日）が施行される。

結果公示では、化学物質のSDSの通知事項を増やす労働安全衛生規則の改正が11月24日に公布された（施行は2030年4月1日）。施行後は、交付済みのSDSの内容が変わる場合に取引先へ通知し直す必要がある。

二　締切が近い意見募集

締切	案件	省庁
12月1日 23:59	商業用レコードの二次使用料の手続（著作権）	文化庁
12月4日 0時（前日中に）	リチウム蓄電池の廃棄物の処理ルール	環境省
12月4日 0時（前日中に）	グリーン購入法の基本方針の改定案	環境省

締切	案件	省庁
12月8日 23:59	重点産業技術の研究開発計画と税の特例	経済産業省
12月12日 0時(前日中に)	温対法の排出量報告と森林吸収クレジット	環境省
12月13日 17:00	サステナビリティ情報の開示・保証の政令・府令案	金融庁
12月19日 15:00	規格を満たさない機械の使用禁止(安衛則)	厚生労働省
12月20日 13:00	取引透明化法の大臣評価案(モール・広告)	経済産業省

三　意見募集中の案

1　サステナビリティ情報の開示・保証の政令・府令案

意見の検討を推奨

金融庁 ／ 案件番号 225026069 ／ 締切 2026年12月13日 17時0分 ／ 意見募集の終了後に公布し、2027年4月1日に施行する予定(金融庁の公表ページ)

令和8年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について(サステナビリティ情報の開示・保証、スタートアップ企業への資金供給の促進関係)

何が変わるか	令和8年改正金融商品取引法(同年法律第64号)の施行に向け、有価証券報告書でのサステナビリティ情報の開示と、その第三者保証(特定非財務情報の監査証明)の細目を定める政令・内閣府令・告示・ガイドライン案。対象の「特定提出者」は指定市場(東証プライム市場)に上場し、平均時価総額が5,000億円以上の企業。開示と保証は平均時価総額の区分ごとに段階的に適用する。開示は、3兆円以上が既に2027年3月31日以後に終了する事業年度から(令和8年内閣府令第5号)、1兆円以上3兆円未満が2027年4月1日以後、5,000億円以上1兆円未満が2028年4月1日以後に開始する事業年度から。保証は、3兆円以上が2027年4月1日以後、1兆円以上3兆円未満が2028年4月1日以後、5,000億円以上1兆円未満が2029年4月1日以後に開始する事業年度から。
関係する会社・部門	東証プライム市場に上場し、平均時価総額が5,000億円以上の企業(開示・保証の義務の対象)。有価証券報告書を担当する経理・開示部門、サステナビリティ部門、監査役等が関係する。
対応の目安	**意見の検討を推奨**　対象企業にとっては開示の範囲・適用時期・保証の手続を決める細目で、締切(12月13日17時)までが実務上の論点を出せる機会になるため。
資料の文言	「平均時価総額(※2)が5,000億円以上の企業とします。」 e-Gov の案件ページ

2　リチウム蓄電池の廃棄物の処理ルール

社内周知を推奨

環境省 ／ 案件番号 195260077 ／ 締切 2026年12月4日 0時0分 ／ 2026年12月下旬に公布、2027年4月1日に施行（予定）。表現の適正化に係る部分は公布日に施行

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

何が変わるか	リチウム蓄電池や、それを部品として使う製品が廃棄物になったものを、石綿含有廃棄物等と同様に個別に扱う省令案。産業廃棄物の処理を委託する際の委託契約書にはその旨を書き、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には数量を書いて、含まれる旨と数量を確かめてから交付し、保管場所では仕切りの設置や衝撃・高温を避ける等の火災防止措置をとることとする。
関係する会社・部門	リチウム蓄電池を含む製品が産業廃棄物となったものの処理を委託する排出事業者。総務・施設・環境管理部門と、処理業者との委託契約の実務に関係する。
対応の目安	**社内周知を推奨**　施行後は委託契約書とマニフェストの記載事項が変わるため、廃棄物の委託を担当する部門に早めに知らせておく必要があるため。
資料の文言	「処理を委託する場合には、委託契約書においてその旨を記載すること」 e-Gov の案件ページ

3　グリーン購入法の基本方針の改定案

情報として把握

環境省 ／ 案件番号 195260076 ／ 締切 2026年12月4日 0時0分

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（改定案）に対する意見募集（パブリック・コメント）について

何が変わるか	グリーン購入法に基づき国等の機関が重点的に調達する「特定調達品目」とその判断の基準等を見直す改定案。GX2040ビジョン等を踏まえ、GXに資する見直しを積極的に行うとしている。
関係する会社・部門	国・独立行政法人等に物品やサービスを納入する企業（営業・品質保証・調達部門）。
対応の目安	**情報として把握**　調達方針に従う義務を負うのは国等の機関で、民間企業には官公庁向け製品の仕様を見直す目安として効くため。
資料の文言	「GXに資する見直しを積極的に行うものとする」 e-Gov の案件ページ

4　商業用レコードの二次使用料の手続（著作権）

情報として把握

文化庁 ／ 案件番号 185001515 ／ 締切 2026年12月1日 23時59分

「著作権法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集の実施について

何が変わるか	令和8年改正著作権法（同年法律第48号）で設けられた、商業用レコードの公の再生・伝達に係る実演家・レコード製作者の二次使用料について、指定団体の業務規程、二次使用料規程案の公示と文化庁長官への通知、利用者代表との協議と文化庁長官の裁定の手続を定める政令・省令案。
関係する会社・部門	店舗・施設等で商業用レコードを公に再生・伝達する事業者と、その利用者団体。二次使用料規程の協議に加わる「利用者代表」の認定基準（利用者比率・二次使用料比率）も定める。
対応の目安	**情報として把握**　案が定めるのは指定団体と利用者代表の間の手続で、二次使用料の額は今後の二次使用料規程の協議で決まるため。
資料の文言	「商業用レコードの公の再生又は伝達に係る実演家又はレコード製作者の二次使用料」 e-Gov の案件ページ

5　重点産業技術の研究開発計画と税の特例

情報として把握

経済産業省 ／ 案件番号 595320046 ／ 締切 2026年12月8日 23時59分 ／ 2027年4月1日施行（産業技術力強化法の一部を改正する法律の施行の日）

産業技術力強化法施行令及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について

何が変わるか	改正産業技術力強化法（令和8年法律第41号）の施行に向け、重点産業技術の指定、重点研究開発計画の認定申請・認定・取消し、認定事業者が課税の特例の適用を受けるための主務大臣の確認の手続などを定める政令・省令・指針案。経済安全保障推進法施行令の関係規定も改める。
関係する会社・部門	重点産業技術の研究開発で計画の認定と課税の特例を受けようとする企業（研究開発・知財・税務部門）。課税の特例のために主務大臣の確認を受けようとする認定事業者は、各事業年度の終了後1か月以内に確認申請を出す。実施状況の報告（終了後3か月以内）は認定事業者等が出す。
対応の目安	**情報として把握**　認定の申請は企業の任意で、制度の活用を検討する企業が申請要件と報告の負担を見極める材料になるため。
資料の文言	「重点研究開発計画の認定を受けようとする者」 e-Gov の案件ページ

6　温対法の排出量報告と森林吸収クレジット

確定版を待って確認

環境省 ／ 案件番号 195260081 ／ 締切 2026年12月12日 0時0分 ／ 告示日 2027年1月、適用期日 2027年4月1日（予定）

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の一部を改正する件（案）」に対する意見募集について

何が変わるか	温対法の算定・報告・公表制度で、J-クレジットの定義に「自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組（森林の整備及び保全によるものに限る。）」を加える告示案。同じ日に意見募集が始まった「算定方法」の告示案（案件番号195260082、締切は同じ）も、排出量調整無効化の定義を同じ趣旨で改める。
関係する会社・部門	温対法の特定排出者として排出量を報告している企業のうち、自社の森林整備による森林吸収系クレジットを持つ、または活用を検討する企業（環境・サステナビリティ部門）。
対応の目安	**確定版を待って確認**　調整後排出量の調整に使えるクレジットの範囲を広げる案で新たな義務は生じず、適用時期を確定版で確かめれば足りるため。
資料の文言	「自らの調整後排出量の調整に用いることができることとすべき」 e-Gov の案件ページ

7　規格を満たさない機械の使用禁止（安衛則）

情報として把握

厚生労働省 ／ 案件番号 495260271 ／ 締切 2026年12月19日 15時0分 ／ 公布日 2027年2月下旬（予定）、施行期日は公布日

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

何が変わるか	令和8年の省令改正（2027年4月1日施行）で労働安全衛生規則第27条を削除するとしたため、労働者にも作業従事役員等にも当たらない作業従事者（例えばインターン生やボランティア）に、規格等を備えない機械等の使用禁止が及ばなくなるおそれがある。そこで同条を削除する規定を改め、事業者の義務として機械等による危険防止の規定を置き直す案。2027年3月31日までは今の第27条がそのまま効く。
関係する会社・部門	規格等の具備が必要な機械等（安衛法別表第2）を使う事業場で、インターン生やボランティア等を受け入れる事業者（人事・安全衛生部門）。
対応の目安	**情報として把握**　削除によって生じるおそれのある空白を、削除が効く前に埋める手当てで、事業者の新たな負担を増やす案ではないため。
資料の文言	「例えば、インターン生やボランティア」 e-Gov の案件ページ

8　取引透明化法の大臣評価案（モール・広告）

情報として把握

経済産業省 ／ 案件番号 595320123 ／ 締切 2026年12月20日 13時0分

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）に対する意見公募について

何が変わるか	取引透明化法に基づく2026年度の大臣評価案。オンラインモール分野（Amazon・楽天・LINEヤフー）とデジタル広告分野（Google・Meta・LINEヤフー・TikTok）について、返品・返金判断での利用事業者とのやり取り、苦情の集計、アカウント停止理由の説明、なりすまし広告対策などの課題を指摘し、取組結果を定期報告書に記載するよう求めている。
関係する会社・部門	これらのモールに出店する企業や、これらの広告サービスに出稿する企業（EC・マーケティング・法務部門）。
対応の目安	**情報として把握**　評価の名宛人はプラットフォーム提供者で、利用する企業にとっては取引条件や苦情対応の改善の動きを知る材料になるため。
資料の文言	「なりすまされた広告主等の正当な広告主の不利益防止が課題」 e-Gov の案件ページ

四　結果が公示されたもの

公示日	案件	省庁	意見数
11月24日	労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について 化学物質のSDSで通知する事項に、成分を特定できる番号（CAS登録番号等）、呼吸用保護具の種類、保護手袋として不適切な材料、成分ごとに適用される法令の区分などを加える省令（令和8年厚生労働省令第158号）が、案から修正なく11月24日に公布された。施行は2030年4月1日で、施行後に交付済みのSDSの内容が変わる場合は、継続的に取引している相手に通知し直す必要がある（結果の資料の「考え方」）。	厚生労働省	74

公示日	案件	省庁	意見数
11月4日	利用者情報ワーキンググループ第2次報告書(案)(利用者情報に係る外部送信規律の遵守に係る方策について) アプリによるサービス提供が無いウェブサイトの外部送信規律(電気通信事業法第27条の12)の遵守率が43.2%だったことを受け、法令遵守事項とベストプラクティスを解説する「手引き」の策定(通知・公表の雛形の提示)と、遵守状況の定期調査・公表を進める報告書が確定した。修正は実質的な内容の変更をもたらさない形式的なもの(結果ページの備考)。	総務省	24
11月20日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項等に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見公募(パブリックコメント)について 案から修正なく11月20日に公布された。結果の資料では、関係する意見は5件(ほかに関係しない意見2件)で、KPIの設定などを求める意見に対し、今後の化審法の運用の参考にすると回答している。	環境省	8
11月18日	「産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令(案)」に対する意見募集 令和8年政令第353号として11月18日に公布された。生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定制度に関わる政令で、許認可の承継の特例の対象に道路運送・LPガス・貨物自動車運送の許可を定める。修正は実質的な内容の変更をもたらさない技術的なもの(e-Govの備考)。	経済産業省	9

五　12月〜1月に施行されるもの

施行日	法令・改正
12月1日	**公益通報者保護法** 改正: 公益通報者保護法の一部を改正する法律 通報を妨げる行為(通報しない旨の合意を求める等)と通報者を特定しようとする行為を禁止する規定を新設し、公益通報を理由とする解雇・懲戒には6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金(法人は3,000万円以下の罰金)を科す。通報後一定期間内の解雇・懲戒は通報を理由とするものと推定する。フリーランス(特定受託事業者)への不利益取扱いも禁止する。
12月1日	**確定拠出年金法** 改正: 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律 国民年金の被保険者でない60歳以上70歳未満の人のうち、iDeCoの加入・運用歴がある等の要件を満たす人がiDeCo(個人型年金)に加入できる区分(第五号加入者)を新設する。厚生年金の被保険者である第五号加入者も、勤務先の事業主を介した掛金の納付と給与からの控除の対象になり、事業主は正当な理由なく納付の取扱いを拒否できない。
12月11日	**円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律** 経済的に窮境に陥るおそれのある事業者が、公正かつ中立な第三者の関与のもと、金融機関等である債権者の一定割合以上の同意と裁判所の認可を受けた決議により、金融債務の権利関係を調整できる手続を定める法律が施行される。

施行日	法令・改正
1月1日	**労働安全衛生規則** 改正: 労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 個人事業者に仕事を請け負わせ同じ場所で作業する注文者(特定注文者)は、その個人事業者が業務上の負傷・疾病で死亡又は4日以上休業したことを把握したとき、電子申請で労働基準監督署長に報告する(個人事業者等死傷病報告、第98条の2)。あわせて、個人事業者自身による報告などの規定(第98条の3〜第98条の6)も新設される。
1月4日	**外国為替及び外国貿易法** 改正: 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 事前届出をした外国投資家が、禁止期間中に国の安全等に係る措置を自発的に修正する場合の届出(第27条の3・第28条の3)と、禁止期間の満了後に変更する場合の事前届出(第27条の4・第28条の4)を新設する。あわせて、事前届出の対象にならない対内直接投資等・特定取得のうち、将来、国の安全に係るものに当たるおそれが大きいとして政令で定めるものについて、国が報告を求めることができる規定(第29条の2)を新設する。
1月17日	**個人情報の保護に関する法律** 改正: 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 個人情報データベース等の不正提供・盗用罪の法定刑を2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に引き上げ(加害目的も対象に追加)、人を欺く・不正アクセス等により個人情報を取得する行為を罰する規定(第180条)を新設する。行政機関等の職員の罰則の引き上げ、過料の対象の追加、公示送達の手続の改正も同じ日に施行される。

六　このレポートについて

・パブコメは案の段階で、確定版では内容や時期が変わることがある。

・AIが下書きし、別のAIがe-Govの本文・添付資料、e-Gov法令検索(API)の条文、所管省庁の公表資料と照らし合わせ、運営者が最終確認した。サステナビリティ開示の項目は、命令等の案がe-Govに添付されておらず金融庁の公表ページにあるため、そちらで確かめた。

・締切の日時はe-Govの「受付締切日時」をそのまま載せている。「0時0分」の締切は、その前日中に提出を終える必要がある。

・結果公示の中身は、結果の資料を開いて確かめたものだけを書いた。意見数はe-Govの表示による(結果の資料の数え方と異なる場合がある)。

・施行の項目は、各法令の改正のうちその施行日に施行される部分だけを書いた。同じ改正法でも別の日に施行される部分がある。

・このレポートは公開情報を整理した参考資料であり、法的助言ではない。個別の事案は顧問弁護士などの専門家に相談すること。